

第1回 中津市学校のあり方検討委員会

令和6年8月19日

中津市教育委員会

次第

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 委員紹介

4. 委員長及び副委員長選出

5. 議事

- (1) 「中津市学校のあり方検討委員会」について・・・P 3
- (2) 国の考え方などについて・・・P 5
- (3) 本市の状況について・・・P 11
- (4) 学校規模の考え方について・・・P 20
- (5) 進め方のポイントについて・・・P 21
- (6) その他

6. 閉会

「中津市学校のあり方検討委員会」について

目的：要綱第1条

- ・中津市立小中学校の少子化等に対応した学校規模のあり方の検討にあたり、幅広く意見を聞くため、中津市学校のあり方検討委員会を設置する。

委員の構成

学識経験者、学校代表、保護者代表、地域代表 計11名

開催期間

令和6年8月～令和7年5月（6回程度開催予定 他、視察等を予定）

会議の公開等：要綱第7条

- ・会議は原則、公開
- ・委員長が非公開とした場合は、非公開にできる。

開催スケジュール（予定）

- ・ 第1回（令和6年8月19日）
学校規模の考え方
本市の状況
進め方のポイント
- ・ 第2回（令和6年9月下旬）
事例紹介（大分市）
論点整理（現状、課題、方向性等）
- ・ 第3回（令和6年11月上旬）
今後の進め方の検討①（対象校の考え方、プロセス等）
- ・ 先進地視察（令和7年2月上旬）
- ・ 第4回（令和7年3月頃）
今後の進め方の検討②（再編の効果、跡地活用等）
- ・ 第5回（令和7年4月頃）
素案について
- ・ 第6回（令和7年5月頃）
成案について

国（文部科学省）の手引の策定

0 1 「小・中学校の配置・運営の在り方等に関する作業部会」設置 （平成20年7月）

- ▶ 小・中学校の設置・運営の在り方などについての専門的な審議を行うために設置

0 2 「小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等の整理」 （平成21年3月）

- ▶ 適正配置を進める際の拠り所となる考え方、考慮すべき要素、留意点等を提示

0 3 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」 （平成27年1月）

- ▶ 上記の作業部会で提示された適正配置の考え方等を踏まえ、各市町村が参考とすべき手引を策定

国の適正規模の考え方①

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（H27.1.27 文部科学省）

1.教育的な観点（手引P2）

（略）義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

（中略）一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

2.地域コミュニティの核としての性格への配慮（手引P3）

（略）小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。（中略）学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。

（中略）学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

国の適正規模の考え方②

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（H27.1.27 文部科学省）

3.検討の際に考慮すべき観点（手引P6）

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です。

4.市町村における検討状況（手引P2）

国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものですが、（中略）各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。

国の適正規模の考え方③

学校規模	小学校	中学校
過小規模校	1～5学級	1～5学級
小規模校	6～11学級	6～11学級
適正規模校	12～24学級	12～24学級
大規模校	25学級以上	25学級以上

<参考> 国の示す適正規模の基準

～義務教育諸学校等の設置費の国庫負担等に関する法律施行令第4条～

- 学級数が概ね12学級から18学級までであること。
- 5学級以下の学級数の学校と12学級から18学級の学校とを統合する場合は、24学級までとすること。

学校規模による主な特徴①

小規模校

- 児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい
- 児童・生徒が互いの関係を深めていく学級づくりをしやすい
- 異なる学年の交流を重視した教育活動により、全校的な児童生徒の交流が深まりやすい
- 教員相互の連絡調整や連携がとりやすく、学校内の教育目標や教育活動に一貫性を持たせやすい
- 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい
- 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい
- クラブ活動や部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
- クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい

学校規模による主な特徴②

大規模校

- 様々な考え方に触れることができ、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい
- 運動会等の学校行事や音楽活動等の教育活動に活気がある
- 様々な種類のクラブ活動、部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい
- 学校別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい
- 全教職員による児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい
- 学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい
- 教職員相互の連絡調整が図りづらい
- 特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある

中津市における統廃合の経過①

■ H20年4月

- ・ 中津市内の小学校（小規模校）の今後の取り組みについて、基本的方針を策定し、耶馬溪地区で懇話会（耶馬溪地区2校案を中心に）を開催

■ H20年11月

- ・ 柿坂小学校のPTA会長、各自治委員からの要望書を受け、H21年4月から城井小学校と統合することを決定（H20年12月議会条例改正可決）

■ H21年3月 柿坂小学校閉校（城井小学校に統合）

■ H21年8月

- ・ 耶馬溪地区の小学校再編について、現行の2校案から1校案（耶馬溪中学校併設の小中一貫校）に変更決定

中津市における統廃合の経過②

■ H23年4月

- ・ 耶馬溪地区の小中一貫校開校予定をH24年4月からH25年4月に変更決定

■ H23年7月

- ・ 耶馬溪地区の小中一貫校について方針は変更しないが、H25年4月開校を見送ることとし、耶馬溪地区の教育のあり方には今後も検討を続けていくことを決定

■ H24年3月

・ 耶馬溪地区の小学校5校を1校に統合し、耶馬溪中学校の敷地内に小・中連携校として新たな学校をつくるという教育委員会の基本的な考え方は変わらない。ただし、耶馬溪地区全体で城井小学校、下郷小学校の2校で再編という結論にまとめれば、議会附帯決議が出されていることを踏まえ、過渡的対応として検討せざるを得ない。

また、1校案、2校案のどちらも困難という結論になれば、耶馬溪地区学校再編の議論は当面据え置く方針を決定。

※議会附帯決議...耶馬溪町の小学校は、平成25年4月を目途に2校案（城井小・下郷小）に統合する案を検討し、早急に保護者など関係者に提示すること

中津市における統廃合の経過③

■ H25年10月

- ・ 永岩の今後を考える会から教育長宛に提出された陳情を受け、H26年4月から永岩小学校が津民小学校と統合することを決定（H25年12月議会条例改正可決）

■ H26年3月 永岩小学校閉校（津民小学校に統合）

■ H28年3月（新聞では5月）

- ・ 山移小学校について、H28年3月に2名が卒業し、H28年4月からは5年生が2名となることから、教育委員会としては、この2名が卒業する平成30年3月をもって閉校とする方針を保護者と協議し了承

■ H29年10月

- ・ H30年3月の山移小学校の閉校を決定（H29年12月議会条例改正可決）

■ H30年3月 山移小学校閉校

近年の統合事例

統合年度	統合校	組み合わせ
H17年度	三郷小学校	溝部小学校 槻木小学校 <u>三郷小学校</u>
H21年度	城井小学校	柿坂小学校 <u>城井小学校</u>
H26年度	津民小学校	永岩小学校 <u>津民小学校</u>
H30年度		山移小学校

※下線は統合後の校舎位置

学校規模の推計

中津市立小・中学校の現状と将来

●概要

市立小・中学校の児童生徒数、学級数の推計を行い、学校規模と教育活動等との相関性など、学校規模に関するデータを整理

●児童・生徒数の将来推計

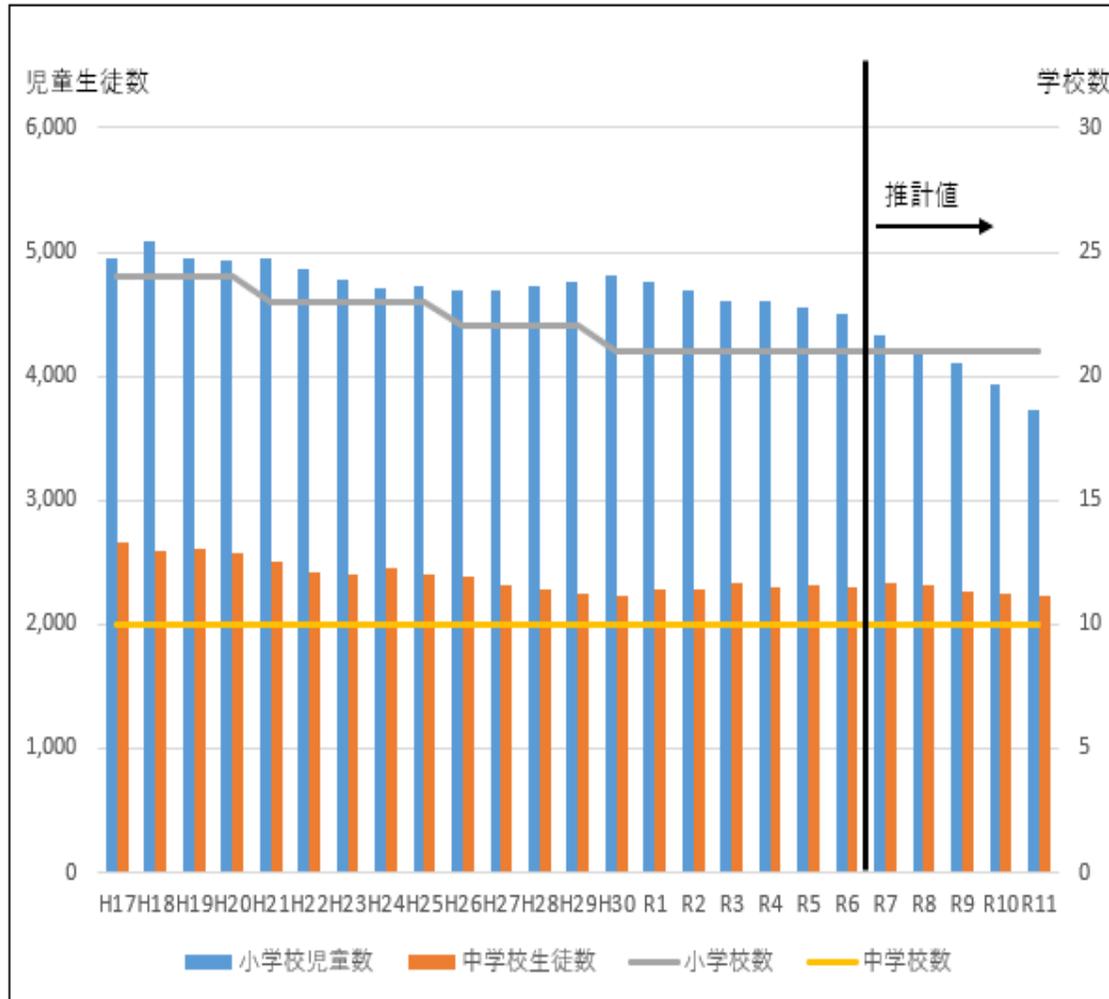
本市の登録人口を使用し、校区ごとに児童・生徒数の将来推計を算出

●将来推計の概要 ※（ ）は平成17年を100としたときの指数

	平成17年		平成27年		令和6年		令和11年
児童数	5,090人 (100)	→	4,683人 (92.0)	→	4,463人 (87.7)	→	3,724人 (73.2)
生徒数	2,657人 (100)		2,323人 (87.4)		2,269人 (85.4)		2,238人 (84.2)

▶ 令和11年は、令和5年10月の出生数による推計

児童生徒数及び学校数の推移・推計



小学校

● 児童数

H17 : 5,090人
↓
H27 : 4,683人
↓
R6 : 4,463人

▲ 12.3%

● 学校数

H17 : 24校
↓
H27 : 22校
↓
R6 : 21校

▲ 12.5%

中学校

● 児童数

H17 : 2,657人
↓
H27 : 2,323人
↓
R6 : 2,269人

▲ 14.6%

● 学校数

H17 : 10校
↓
H27 : 10校
↓
R6 : 10校

±0%

規模別学校一覽

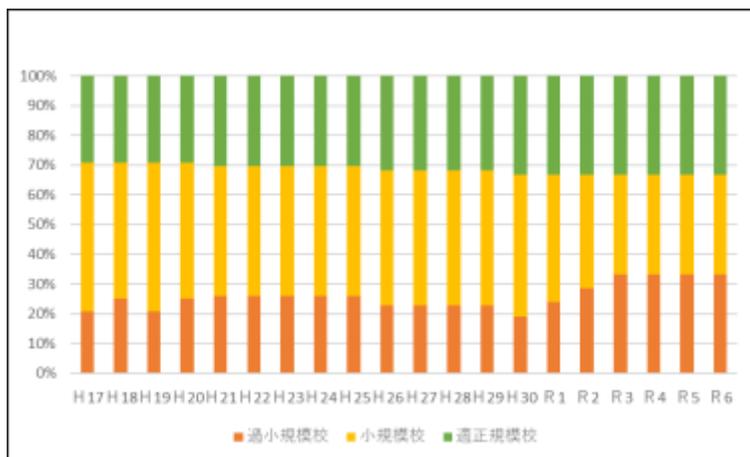


小規模校、過小規模校の割合は大きく変わらないが、過小規模校に近い小規模校が多い。

小学校							中学校			
学級数							学級数			
大規模校 25学級以上							25~			
適正規模校 12~24学級							24~			
							23~			
							22~ 大幡 634			
							21~			
							20~			
							19~ 緑ヶ丘 619			
							18~ 沖代 515			
							17~ 小楠 490 鶴居 448 北部 438			
							16~			
							15~			
							14~			
							13~ 如水 359			
							12~ 豊田 353 中津 364			
小規模校 6~11学級							11~ 豊陽 333			
							10~ 城北 280			
							9~ 東中津 241			
							8~			
							7~			
							6~ 山口 182 和田 168 今津 142 南部 104 三保 103 真坂 85 穂田 51 三光 142			
過小規模 1~5学級							5~			
							4~ 三郷 46 上津 41 秣 37 下郷 30 城井 29			
							3~ 山国 33 耶馬溪 34 本耶馬溪 42 今津 99			
							2~ 深水 6 津民 3			
							1			

※令和6年5月1日時点の数値
 ※上段は学校名、下段は児童・生徒数（特別支援学級の人数を除く）
 ※学級数は特別支援学級を除く。

学校規模の推移①



小学校

● 過小規模校

H17 : 5校

H27 : 5校

R6 : 7校

+2校

● 小規模校

H17 : 12校

H27 : 10校

R6 : 7校

▲5校

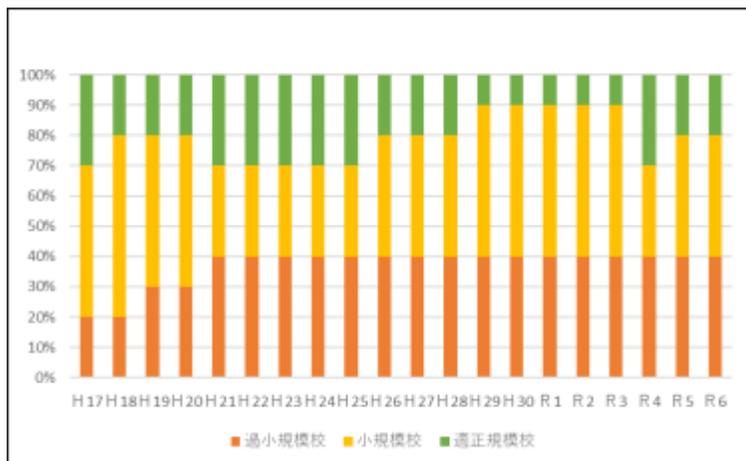
● 適正規模校

H17 : 7校

H27 : 7校

R6 : 7校

±0校



中学校

● 過小規模校

H17 : 2校

H27 : 4校

R6 : 4校

+2校

● 小規模校

H17 : 5校

H27 : 4校

R6 : 4校

▲1校

● 適正規模校

H17 : 3校

H27 : 2校

R6 : 2校

▲1校

小学校、中学校ともに過小規模校が増加し、小規模校が減少している。
今後も小規模校から過小規模校に転じていくと予測される。

学校規模の推移② (三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地区小学校)

地区	学校名	H17			H27			R6			R7			R11		
		児童数	実学級数	複式学級	児童数	実学級数	複式学級	児童数	実学級数	複式学級	児童数	実学級数	複式学級	児童数	実学級数	複式学級
三光	真坂小	114	6	0	84	6	0	85	6	0	72	6	0	55	6	0
	山口小	146	6	0	134	6	0	182	6	0	169	6	0	118	6	0
	秣小	90	6	0	63	6	0	37	4	2	42	4	2	33	4	2
	深水小	25	3	3	12	4	2	6	2	1	5	2	1	9	2	2
本耶馬溪	樋田小	144	6	0	77	6	0	51	6	0	51	5	1	26	4	2
	上津小	80	6	0	27	4	2	41	4	2	41	5	1	33	4	2
耶馬溪	城井小	70	6	0	52	5	1	29	4	2	27	4	2	24	4	2
	柿坂小	18	3	3	H21.3閉校											
	下郷小	97	6	0	55	6	0	30	4	2	37	4	2	33	5	1
	津民小	31	4	2	18	4	2	3	2	1	2	1	1	3	1	1
	永岩小	6	3	2	H26.3閉校											
	山移小	29	3	3	4	1	1	H30.3閉校								
山国	三郷小	134	6	0	82	6	0	46	4	2	46	5	1	44	4	2
計		984	64	13	608	54	8	510	42	12	492	42	11	378	40	14

R7に樋田小学校にて複式学級が発生する見込み
(R7・R11の数値は、令和5年10月の出生数による推計)

【参考】出生数の推移
 H26 : 779人 H27 : 792人 H28 : 744人 H29 : 703人 H30 : 618人
 R1 : 617人 R2 : 628人 R3 : 607人 R4 : 534人 R5 : 454人

中津市における学校規模の考え方

中津市教育委員会では、学校教育指導指針を「自立する力を育て、社会で活躍できる子どもの育成」としています。

近年、少子高齢化に伴う児童生徒の減少が、特に旧郡部において顕著となっています。中津市教育委員会では、10人以上の複式学級への学習補助員配置や、少人数ならではの丁寧できめ細かい指導に努めて参りましたが、過小規模校の増加を鑑み、学校のあり方の方向性について、整理すべき時期に来ていると判断しています。

学校適正規模の論点としては、以下の2点が指摘されています。

- ①児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨するためには、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。
- ②同時に、小・中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、地域の交流の場など様々な機能を併せ持ち、地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っている。

⇒旧郡部の今後の学校のあり方の検討プロセスにおいて、保護者や地域の代表をはじめ、学識経験者や学校関係者に参画してもらい、広く意見を聴くため、検討委員会を設置する。

進め方のポイント

中津市学校のあり方検討委員会の進め方

- ▶ 中津市における学校規模のあり方について総論として意見をお伺いします。
- ▶ 現在中津市においては、今後少子化が継続することが見込まれることから、国が示す過小規模校のあり方を中心に意見をお伺いします。
- ▶ 学校の適正規模の考え方については、子どもの教育の問題であることはもちろん、学校が地域の中で果たす役割からして地域づくりの問題でもあることを踏まえ、意見をお伺いします。